

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

日置市上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10.4.1～平成11.3.31	令和1年9月30日～令和2年9月29日(1年)
平成11.4.1～平成15.3.31	令和1年9月30日～令和3年9月29日(2年)
平成15.4.1～平成19.3.31	令和1年9月30日～令和4年9月29日(3年)
平成19.4.1～平成25.3.31	令和1年9月30日～令和5年9月29日(4年)
平成25.4.1～令和1.9.30	令和1年9月30日～令和6年9月29日(5年)

●更新申請に必要な書類

- ①指定給水装置工事事業者指定(更新)申請書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③機械器具調書(写真を添付)
- ④主任技術者免許状の写し
- ⑤定款の写し(個人の場合は不要)
- ⑥法人登記簿(原本)1通 (個人の場合は住民票)

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●4項目確認資料

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※ 自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験及の有無及び配管技能の資格の有無

更新申請についてのお問い合わせ先
日置市上下水道課 水道管理係
TEL099-272-2336